

2026

土木工事における 適正な工期設定の考え方

《公共工事の円滑な施工確保》

令和 8 年3月

埼玉県県土整備部建設管理課

目 次

1	はじめに	1
	(1) 目的.....	1
	(2) 対象工事.....	2
	(3) 適用.....	2
2	用語の定義	3
3	工期設定時に考慮すべき事項	5
4	工期設定の考え方	6
	(1) 余裕期間.....	6
	(2) 準備期間.....	6
	(3) 施工に必要な実日数	7
	(4) 不稼働日（雨休率）	8
	(5) その他の不稼働日	9
	(6) 後片付け期間	10
	(7) 週休2日制モデル工事事務処理期間	10
5	工程表の作成	11
	(1) 概略工程表の作成	11
	(2) 工程表の例.....	11
6	工程表設定条件の明記事項	15
	(1) 準備期間日数	15
	(2) 後片付け期間日数	15
	(3) 雨休率.....	15
	(4) その他の作業不能日	16
	(5) 供用開始日、開通式典等の予定	16
	(6) 特記仕様書の記載例	17
7	工程表の公表	18
8	工期設定5つのポイント	18
9	施工条件・工程表明示チェックシート（参考）	19
10	関連リンク（参考）	20

1 はじめに

(1) 目的

労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用された。また、改正建設業法では、著しく短い工期の設定が禁止されたところである。さらに、改正品確法では、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。

県土整備部においては、施工時期の平準化や週休2日工事の推進による休日の確保など、建設業の働き方改革を促進するため、必要な労働環境整備を進めている。

こうした中、県土整備部発注の土木工事における適正な工期設定を行うことを目的とし、改めて統一した考え方を示すものである。

こうした、適正な工期の確保に関する取り組みは、建設業の働き方改革の促進、将来の担い手の確保に向けた建設現場の生産性の向上の観点からも極めて重要である。

本冊子は、適正な工期設定の具体的な方法について詳しく説明しており、発注者としての責務を遂行する上での一助となることを期待している。

また、本冊子は受注者の方にも公開している。発注者だけでなく、受注者に対してもこの考え方を広め、共に取り組むことが求められる。持続可能な建設業界を築くためには、全ての関係者が協力し合い、適正な工期設定を実現することが不可欠であり、建設業界全体の意識向上を図ることについても目的としている。

本資料は、次の指針等を参考に作成している。あわせて参照いただきたい。

■ 「直轄土木工事における適正な工期設定指針」令和5年3月(国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001596047.pdf>)

■ 「工期に関する基準」令和6年3月(中央建設業審議会) (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)

(2) 対象工事

埼玉県県土整備部が発注する土木工事を対象とする。

(3) 適用

令和8年4月1日以降に起工する工事に適用する。

(ただし、各種基準や規程が改定された場合には、本冊子の改定によらず、適用することとする。)

2 用語の定義

■ 契約工期（または全体工期）

余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

■ 工期（または実工期）

工事の始期日から終期日までの期間で、「準備期間」、「施工に必要な実日数」、「不稼働日」、「後片付け期間」等の合計をいう。

■ 余裕期間

ここでは、平成 29 年 12 月 22 日付け建管第 800-1 号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について（通知）」において定める、契約締結後、工事開始日までの期間について現場代理人の工事現場への常駐を要しないととも、監理技術者等の工事現場への設置を要しない期間を「余裕期間」として定義する。

この運用を適用する工事において、余裕期間に施工体制及び資機材の発注準備等を行うことはできるが、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、令和 7 年 12 月 19 日付け建管第 1878-1 号「埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」試行要領の策定について（通知）」における「余裕期間」とは異なるため、注意すること。

■ 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）なお、本体工事の着手後間もなく、重建設機械の組立及び輸送が必要となる場合は、組立及び輸送に要する期間を準備期間の中で考慮する。

※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

■ 施工に必要な実日数

種別・細別毎の日当り施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

■ 不稼働日

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）降雨日、降雪期、猛暑日、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業不能となる日をいう。

■ 後片付け期間

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。なお、本体工事に重建設機械の分解・片付けに要する期間が入っていない場合は、後片付け期間の中で考慮する。

また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する事務作業期間を反映する。

■ 雨休率

休日と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。

■ 週休2日制モデル工事

『埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領』による。

■ 工期設定支援システム

国土交通省が開発した、工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動で算出するシステム。地方公共団体で使用している積算システムでも利用可能となるよう、令和元年9月に必要なデータ仕様が公開された。

(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000165.html)

3 工期設定時に考慮すべき事項

■ 自然要因

降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限 等

■ 休日・法定外労働時間

改正労働基準法に基づく法定外労働時間 等

建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保

■ イベント

年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水期間 等

■ 制約条件

鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等

■ 関係者との調整

工事の前に実施する計画の説明会 等

■ 行政への申請

新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等

■ 労働・安全衛生

労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等

■ その他

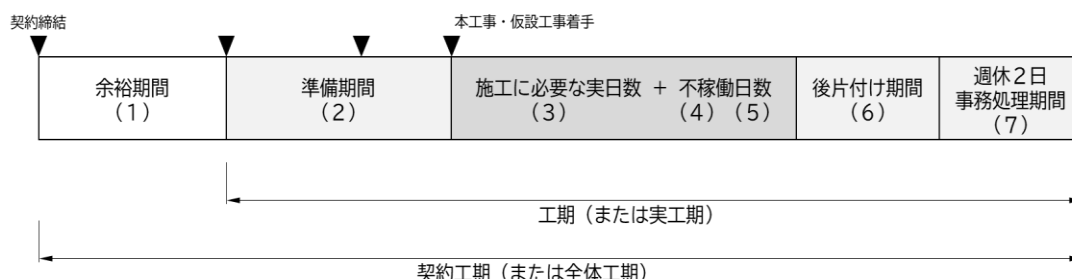
電柱等移設、用地買収、借地、関連工事 等

施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

※ 下線部は、「雨休率」の要素として「工期設定支援システム」で対応済み。

4 工期設定の考え方

工期設定に必要な期間、日数等の考え方は次のとおりである。



(1) 余裕期間

平成 29 年 12 月 22 日付け建管第 800-1 号「工事の開始及び技術者の専任の確認等に係る運用について（通知）」による運用を適用する場合に設定する。

令和 7 年 12 月 19 日付け建管第 1878-1 号「埼玉県県土整備部「余裕期間設定工事」試行要領の策定について（通知）」における「余裕期間」とは異なるため、注意すること。

(2) 準備期間

埼玉県土木工事標準積算基準書(参考資料編)に基づき、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の組立及び輸送、資機材の納期等に応じて設定する。

記載がない工種区分については、30 日を最低限必要な日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。なお、準備期間は雨休率の対象としない。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
道路改良工事	40日	トンネル工事	80日
鋼橋架設工事	90日	砂防・地すべり等工事	30日
PC橋工事	70日	道路維持工事*	50日
橋梁保全工事	60日	河川維持工事*	30日
舗装工事（新設）	50日	電線共同溝工事	90日

* 通年維持工事は除く

(3) 施工に必要な実日数

埼玉県土木工事標準積算基準書等に示す歩掛の作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。

パーティ数は基本1パーティで設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、箇所ごとの施工体制ではなく、1パーティによる施工を前提とした工期設定とする。

ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良いものとする。

なお、工事を行う地域により、作業の制限・制約を受ける場合には、その条件を考慮した作業日当り作業量から当該工事の数量を施工するために必要な日数を算出するものとする。

《作業制限・制約の例》

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・ 道路の荷重制限
- ・ スクールゾーンにおける搬出入時間の制限
- ・ 搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限
- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

など

(4) 不稼働日（雨休率）

休日、降雨・降雪日及び猛暑日を考慮した雨休率を設定する。

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。これは、労働基準法の時間外労働規制の適用を踏まえ、月単位での4週8休を確保することを前提として設定するものである。

降雨・降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上の日、猛暑日は、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせ日数換算したものとする。これらは、過去5か年の気象庁及び環境省のデータから年間の平均発生日数を算出することを基本とする。

なお、「熊谷」の各種データを使用する場合の各数値は、埼玉県土木工事標準積算基準書（参考資料編）の最新の値を用いること。

埼玉県における年間の不稼働日数（R7.10 現在）

降雨・降雪日のデータ：気象庁（熊谷気象台）による
猛暑日のデータ：環境省（埼玉県熊谷）による

降雨・降雪日のみ 24日
猛暑日のみ 11日（日数 = WBGT値31以上の時間 / 8h）
休日のみ 125日
降雨・降雪日 + 猛暑日 + 休日 = 160日
（稼働日数 = 365日 - 160日 = 205日）
雨休率 = （降雨・降雪日 + 猛暑日 + 休日）÷ 稼働日数
= 160日 ÷ 205日 = 0.78

不稼働日を考慮した実日数の計算例（R7.10 現在）

掘削 2,100 m³（1日当り作業量 300 m³の場合）

施工に必要な実日数 = 2,100 m³ / 300 m³ = 7日
不稼働日を考慮した実日数 = 7日 × (1 + 0.78) ÷ 13日

(5) その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日、猛暑日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

当該工事特有の不稼働日を踏まえた工程を設定しておかないと、施工すべき時期に施工ができず受発注者間のトラブルになるなど、事業進捗への影響もでることから適切に工期に加算することが重要である。

また、必ず設計図書に条件を明示しなければならない。

ア 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、工事開始日の制約や関連工事との調整などその工事特有の条件がある。

その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由により施工できない期間や規制による作業量の低下等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

《例》

- ・ 河川の出水期における作業制限
- ・ 地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

ウ その他

上記ア・イ以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

(6) 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の分解・片付け等に応じて設定*するものとする。

また、必要に応じて、検査に要する各種電子データの作成に要する期間を反映する。

なお、後片付け期間は雨休率の対象としない。

* 通年維持工事は除く

(7) 週休2日制モデル工事事務処理期間

週休2日制モデル工事の対象である場合、『埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領』第5条（工期の設定）に基づき、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日上乗せする。

5 工程表の作成

次のとおり工程表を作成し、適正な工期を設定する。

ただし、以下の工事は省略することができる。

- ア 舗装維持修繕工事（切削オーバーレイ）
- イ 区画線工のみの工事
- ウ その他、全体工期に対し現場での作業期間が極めて短いなど、工事工程表の明示の必要性が低いと考えられる工事

（1）概略工程表の作成

次のア・イいずれかの方法で、当該工事の主たる工種（レベル2程度）の概略工程表を作成する。

ア 『工期設定支援システム』の活用

『工期設定支援システム』を活用し、次の資料を参考に工程表を作成する。

- 「工期設定支援システムマニュアル」
- 「工期設定支援システム Ver3.0 公開版利用の手引き(令和 7 年 3 月)」
(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000165.html)

イ 独自作成

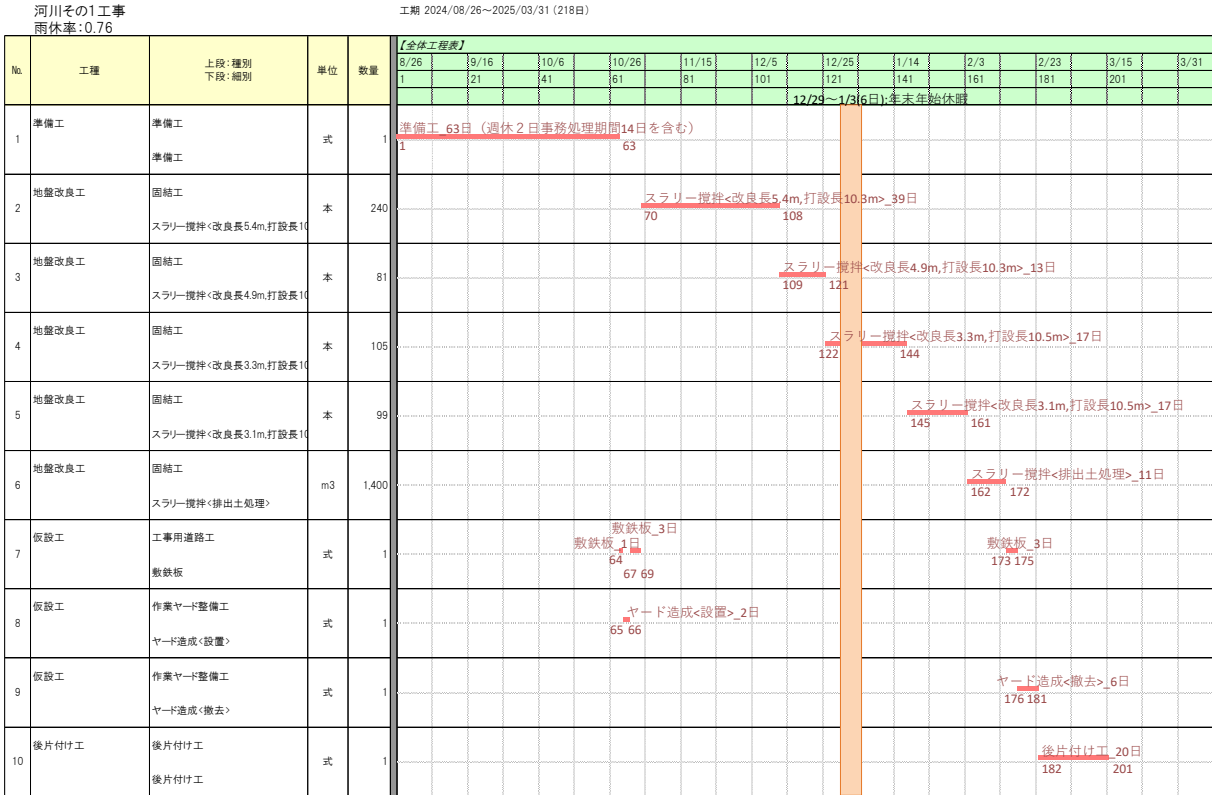
Excel 等を使用してバーチャート形式の工程表を独自に作成する。

（2）工程表の例

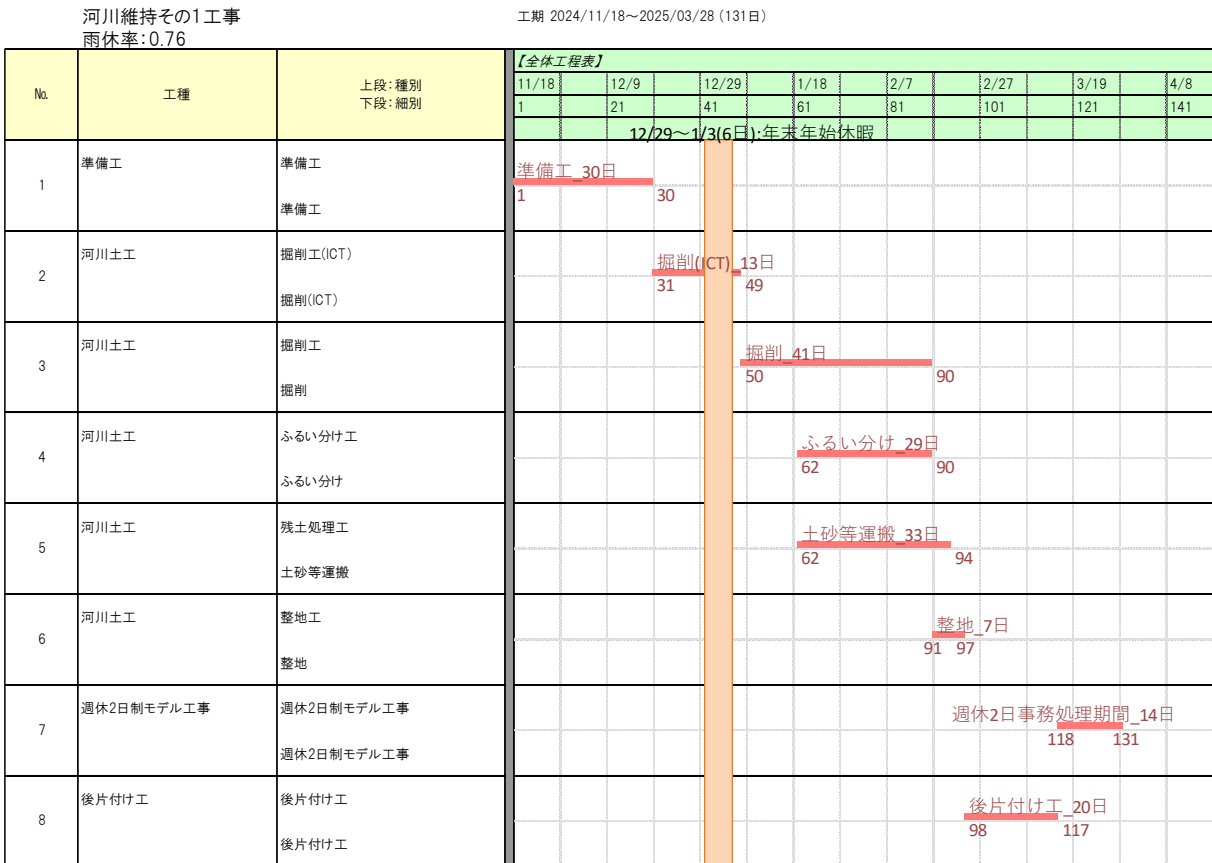
以下に工程表の作成例を示す。

この作成例は、工程表をイメージしやすくするために参考で示したものであり、工種の順序やクリティカルパス、日数等は、現場ごとに勘案して作成する。

<河川工事作成例>

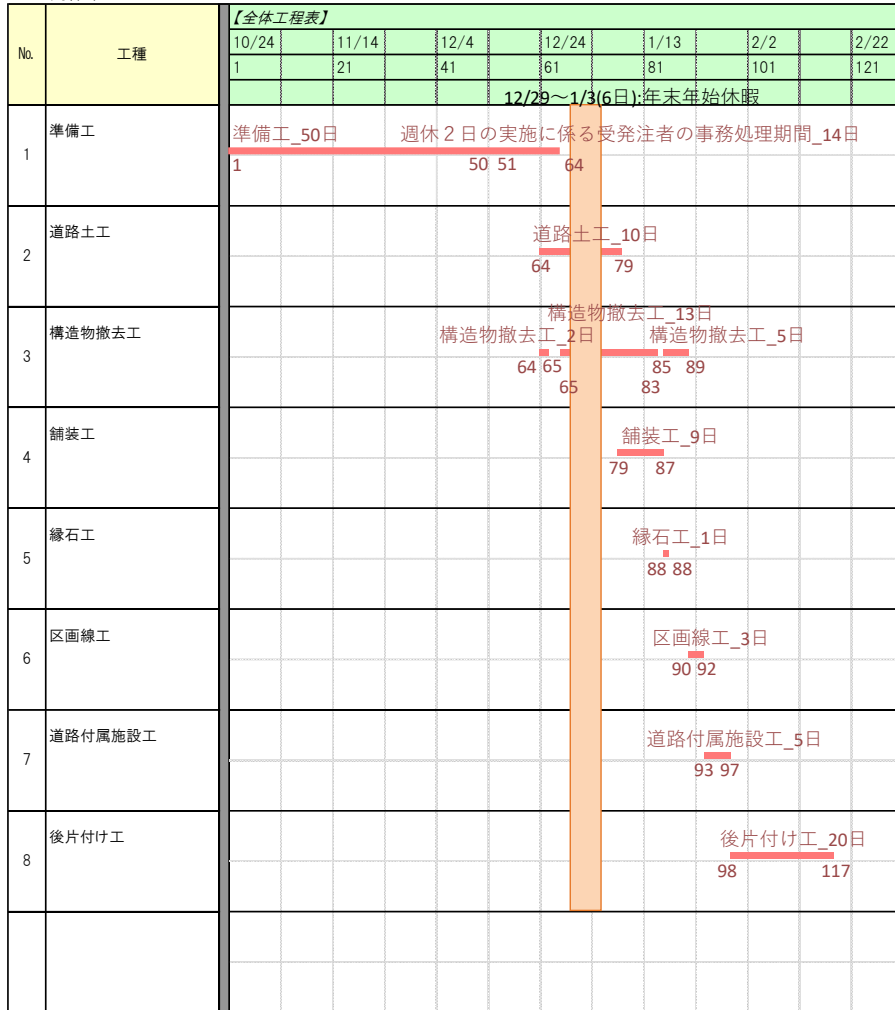


<河川維持工事作成例>



< 道路改良工事作成例 >

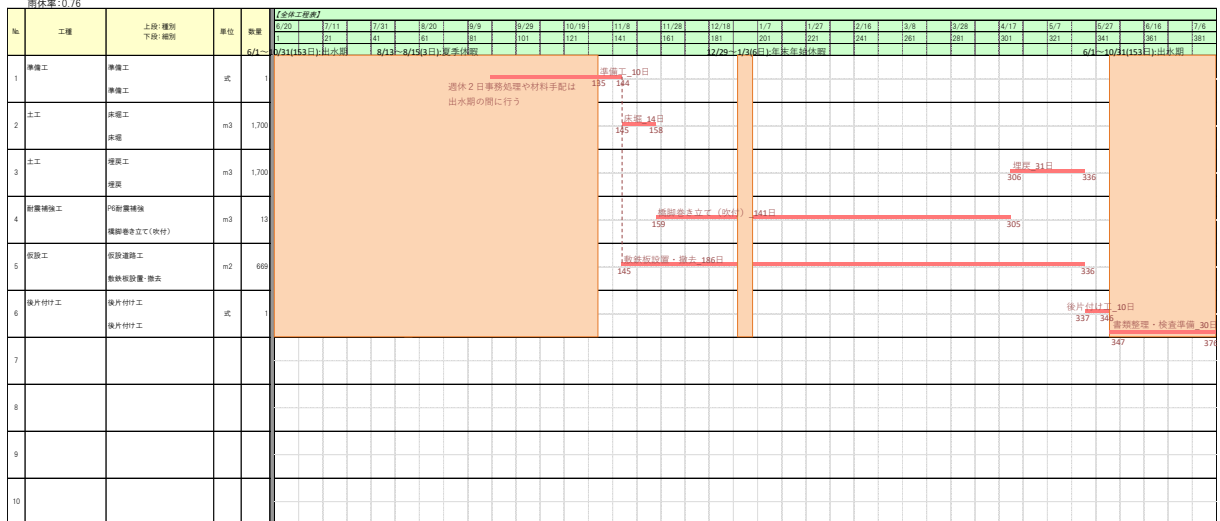
道路改良その1工事 工期 2024/10/24~2025/02/18 (117日)
雨休率:0.76



「バーチャートは、土日、祝日期間を控除して表示されますが、
これらの抑制期間は雨休率に含まれていますので注意願います。」

< 橋梁保全工事作成例 >

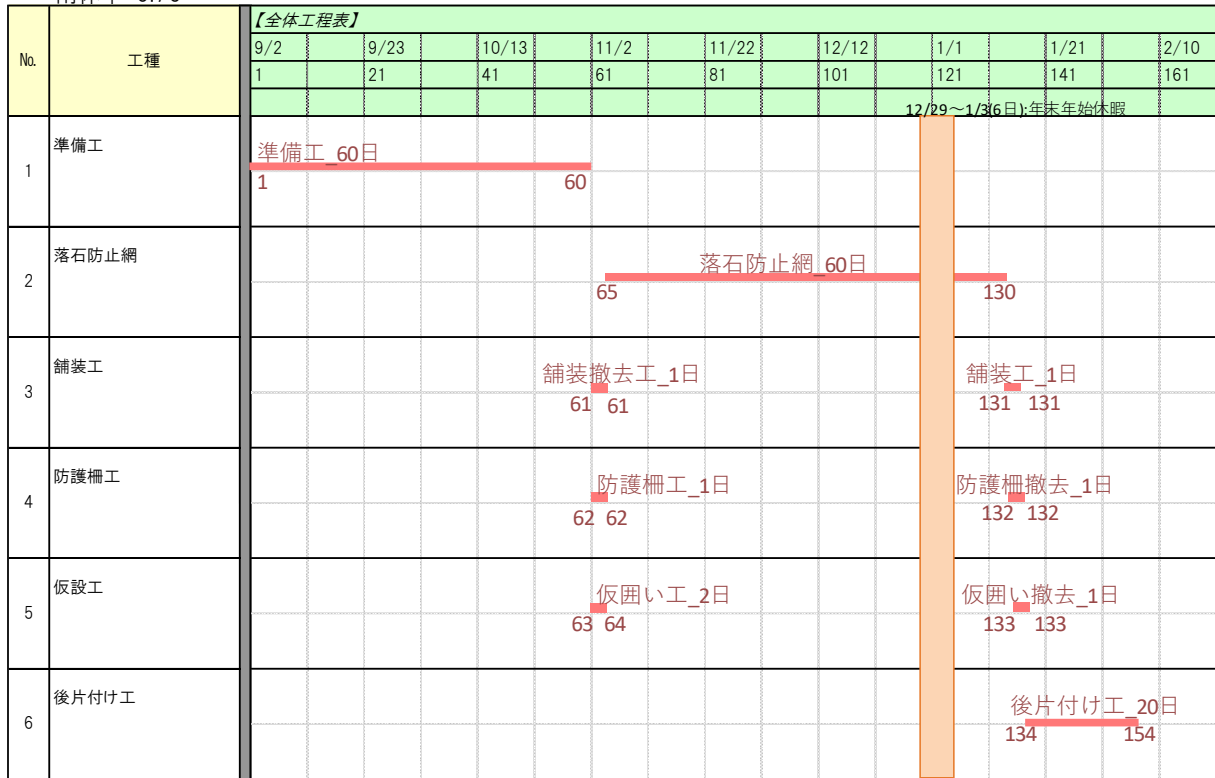
橋梁保全その1工事 工期 施工日~2025/06/30 (376日予定)
雨休率:0.76



「バーチャートは、土日、祝日期間を控除して表示されますが、
これらの抑制期間は雨休率に含まれていますので注意願います。」

< 道路維持工事作成例 >

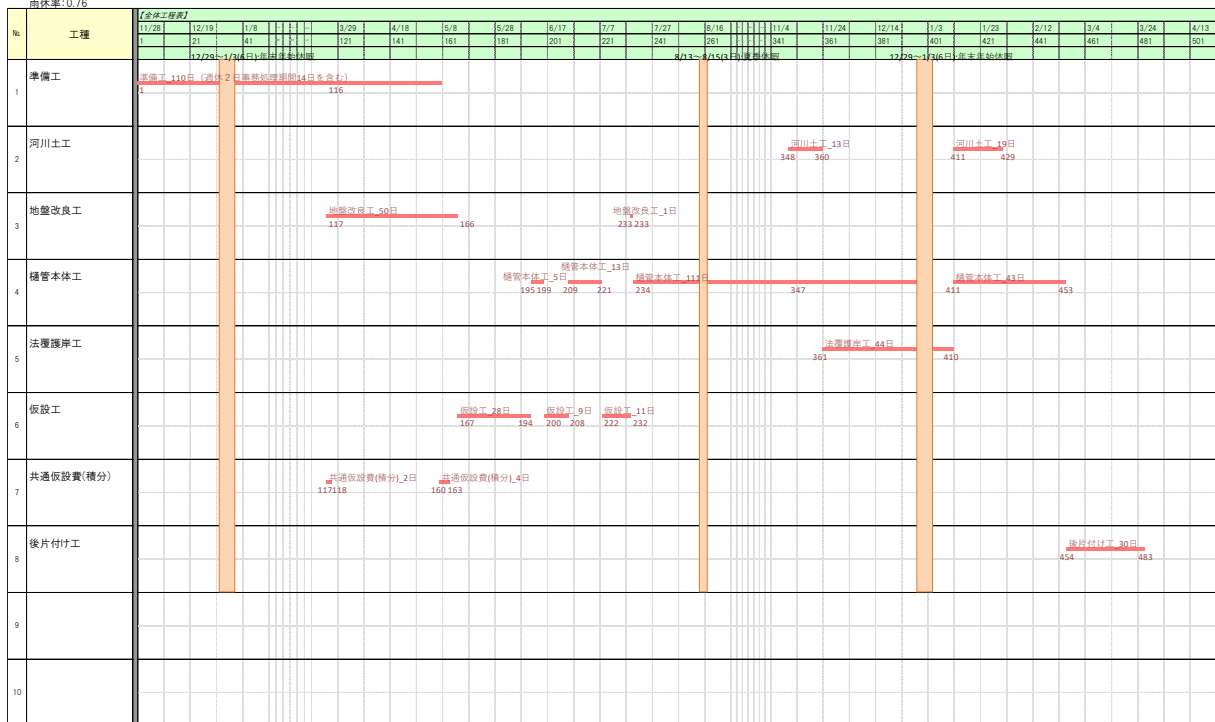
道路維持その1工事
雨休率:0.76



「バーチャートは、土日、祝日期間を控除して表示されますが、これらの抑制期間は雨休率に含まれていますので注意願います。」

< 河川・道路構造物工事作成例 >

河川・道路構造物その1工事
工期 2024/11/28~2026/03/31 (489日)
雨休率:0.76



「バーチャートは、土日、祝日期間を控除して表示されますが、これらの抑制期間は雨休率に含まれていますので注意願います。」

6 工程表設定条件の明記事項

入札公告時、積算参考資料として明示する工程表及び特記仕様書に以下の事項を明記すること。

(1) 準備期間日数

「4 工期設定の考え方(2)」により設定した日数を明記する。

(2) 後片付け期間日数

「4 工期設定の考え方(6)」により設定した日数を明記する。

(3) 雨休率

休日と天候等による作業不能日を見込むための係数（休日と天候等による作業不能日の発生率）

雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数

天候等による作業不能日 = 降雨・降雪日日数 + 猛暑日日数

猛暑日日数

年毎のWBGT値31以上の時間（環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データ(8～17時を対象)）を足し合わせ、日数換算（合計時間を8で除したものを四捨五入し小数第1位止め）し、過去5か年分の平均値（整数）

WBGT値

暑さ指数。人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標

埼玉県土木工事標準積算基準書（工事参考資料）『工期の算定』参照。
埼玉県は、「降雨・降雪日日数」、「猛暑日日数」ともに埼玉県熊谷を標準とする。

基準書によらない場合は、算定に用いた雨休率とその根拠を必ず記載すること。

(4) その他の作業不能日

当該工事における作業不能日があれば記載する。
作業不能日に雨休率を見込んでいるか明記する。
作業不能日の内容は、具体的に記載する。

《例》

- ・ ●●区間の占用工事（ガス管移設）が完了していない。
- ・ ●●地内の用地買収は契約済みであるが、工作物撤去に時間を要す。
- ・ ●●地内の地下埋設物調査が完了していない。
- ・ ●●工と○○工の間に関連工事の施工が入るため、施工を中断する必要がある。

など

埼玉県土木工事設計変更ガイドライン「4. 条件明示について」に記載のある「明示項目」、「明示事項」を十分に勘案すること。

(5) 供用開始日、開通式典等の予定

工期末に影響する要素があれば記載する。

《例》

- ・ 当該箇所はRX.X.XXに供用を予定している。
- ・ 当該路線の▲▲から■●まで、新たに供用開始する区間でありRY.Y.YYに開通記念式典を予定している。

など

(6) 特記仕様書の記載例

例を参考に特記仕様書に記載する。

第〇条 工期

1 工事は、雨天、休日等〇〇〇日間を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇のほか、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇〇日間
後片付け期間	〇〇日間
週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間	14日間
雨休率 休日と天候等による作業不能日を見込むための係数	「土木工事標準積算基準書」工事参考資料編第4章『工期の算定』による。 もしくは、〇.〇〇*
その他作業不能日（予定）	
●●から△△までの区間の占用工事（◆◆移設）が完了していないため（RX.X.XX～RY.Y.YY）	〇〇日間
その他特記事項	
当該箇所は RZ.Z.ZZ に供用を予定している。	

*「埼玉県土木工事標準積算基準書」工事参考資料編第4章『工期の算定』によらない場合、以下を記載

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：〇〇日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間

過去5か年（20××年～20××年）の気象庁（▲▲観測所）及び環境省（■ ■地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を請求することができる。

7 工程表の公表

作成した工程表は、原則、公告時に公表する。

8 工期設定5つのポイント

- 週休2日が原則
- 工期に影響する条件を明示
- 施工時期の平準化を考慮
- 適切な繰越明許費の設定
- 債務負担行為の活用

9 施工条件・工程表明示チェックシート（参考）

施工条件及び工程表明示するに当たって、考慮すべき標準的な項目を記載したチェックシート（参考）を以下に示す。

施工条件・工程表明示チェックシート（参考）

現場条件に係る要因		確認
自然要因	降雨日、降雪日、猛暑日	
	河川の出水期における作業制限	
	その他の気象などの自然要因	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW等の休暇	
	農業用水の落水期間等	
	祭りやマラソン大会などの行事	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約	
	周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入車両の制限（進入時間、重量、台数）	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業・水利組合等）への説明期間	
	電力、ガス、水道等の占用企業者との協議期間	
	用地関係事務処理期間（借地契約、農地転用等）	
行政への申請	交通関係（特車通行許可や道路使用許可等）の事務処理期間	
	施工認可関係（特定建設作業実施届、建築確認等）の事務処理期間	
	新技術・特許工法の使用許可に係る事務処理期間	
労働・安全衛生	安全確保のための十分な期間	
週休2日	週休2日制モデル工事事務処理期間	
その他	電柱等支障物の移設期間	
	関連工事との調整	

施工に係る要因		確認
準備	資材や労務の調達に要する時間	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査のための期間	
	現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、整地、仮設設備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工	土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	コンクリートの台数制限、養生期間等	
	建設発生土の分析や曝気等の期間	
	建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	検査・引き渡し前の後片付けや清掃に要する期間	

10 関連リンク（参考）

厚生労働省関連ホームページ

- 「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススメ（建設業）」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

- 「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>